平成18年10月1日規則第75号

改正

平成24年3月22日規則第12号 平成26年11月13日規則第59号 平成28年8月4日規則第65号 令和4年2月28日規則第8号 令和5年6月30日規則第38号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども 園の認定基準に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。)の規定に基づき、別に定めるもののほか、認定こども園の認定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

- 第2条 法第4条第1項の申請書の様式は、法第3条第1項に係るものにあっては認定こども園認 定申請書(別記様式第1号)によるものとし、法第3条第3項に係るものにあっては認定こども 園(連携施設)認定申請書(別記様式第2号)によるものとする。
- 2 法第4条第1項の法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設が同条第1項又は第3項 の条例で定める要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 申請者が法人その他の団体にあっては、定款、寄附行為、条例又はこれらに準ずる書類
 - (2) 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (3) 施設の配置図及び平面図
 - (4) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
 - (5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教 諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の 写し、保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し又は第4条第3項各号のいずれかに該 当することを証する書類

- (6) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (7) 教育保育概要
- (8) その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 法第29条第1項の規定による届出は、認定こども園変更届出書(別記様式第3号)によってしなければならない。

(職員の資格)

- 第4条 条例第4条第4項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 - (1) 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教諭の免許状を有する者とすることが困難であること。
 - (2) 条例第4条第4項ただし書の保育士の資格を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認める者であり、かつ、幼稚園の教諭の免許状の取得に向けて努力を行っていること。
- 2 条例第4条第5項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 - (1) 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であること。
 - (2) 条例第4条第5項ただし書の幼稚園の教諭の免許状を有する者がその意欲、適性、能力等 を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者として適当と認める者であり、か つ、保育士の資格の取得に向けて努力を行っていること。
- 3 条例附則第2項及び第5項の知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 法第2条第2項の幼稚園、同条第3項の保育所又は同条第6項の認定こども園において、 教育又は保育業務に従事した経験が一定期間以上ある者であって、当該業務に従事する上で必 要な知識、技術等を修得したと認められるもの
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者(保育士を除く。)
 - (3) 都道府県若しくは市町村(特別区を含む。)又は都道府県知事若しくは市町村長(特別区

の区長を含む。) の指定した研修事業者が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの 地域型保育を修了した者

(外部搬入の要件)

- 第5条 条例第7条第5項第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 認定こども園の調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の質を確保することができ、及び調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
 - (2) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー 等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行い、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応 じることができること。
 - (3) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(教育及び保育内容)

- 第6条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項について知事が定めるものとする。
 - (1) 教育及び保育の基本及び目標
 - (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
 - (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
 - (4) 教育及び保育に関する環境の構成
 - (5) 日々の教育及び保育の指導における留意点
 - (6) 小学校との連携

(職員の資質向上)

- 第7条 条例第10条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら資質の向上に努めること。
 - (2) 日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要な時間を確保するため、昼寝の時間の 活用、非常勤職員の配置等の様々な工夫を行うこと。
 - (3) 教育に従事する者と保育に従事する者との相互理解を図ること。
 - (4) 適切な研修の計画を作成し、及び実施することにより、研修の幅を広げること。
 - (5) 研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
 - (6) 認定こども園の長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能

力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(子育て支援事業)

- 第8条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 認定こども園の所在する地域における教育及び保育の需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条第1号及び第2号に掲げる事業を週3 日以上実施すること。
 - (3) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
 - (4) 研修等により子どもの教育及び保育に従事する者の子育て支援に必要な能力をかん養し、 その専門性及び資質を向上させること。
 - (5) 地域の子育てを支援するボランティア若しくは自治会その他の民間の非営利組織又は専門 機関と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活用すること。

(廃止、休止又は再開の届出)

- 第9条 認定こども園の設置者は、当該認定こども園を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の1月前までに、認定こども園廃止(休止、再開)届出書(別記様式第4号)により、知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第28条に規定する方法により、同条に規定 する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年11月13日規則第59号抄)

(施行期日)

1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年8月4日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙 は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(令和5年6月30日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号(第2条関係)

(表)

認定こども園認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

な提供の推進	に関する	法律第4	余第1	頃の規定によ	こり、次のと:	おり申請します。
	名		称			
認定を受ける	種	種		□幼稚園	□保育所	□保育機能施設
	所	在	地			
うとする施設	設設	置	者			
	経営	営の責	任 者			
認定こど	も園と	しての	名称			
認定こども蜃	の長とな	るべき者	の氏名			
				3 歳未満児	3歳以上児	計
利用定員	保育を必	要としない	子とも			
利用足貝	保育を必	要とする	子ども			
		計				
教育又は保育及 び :	育の目標 理 念					
教育又は保育い及び内容						

開	園	日	数												
開	88 GG n± 88		平日			土曜日			日・祝日						
刑	蠹	時間	时 间	時	分~	時	分	時	分~	時	分	時	分~	時	分
		ごも図 3子育 事													

- 注1 「認定を受けようとする施設」の「種類」の欄は、該当する \Box 内に ν 印を記入すること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者が法人その他の団体にあっては、定款、寄附行為、条例又はこれらに 準ずる書類
 - (2) 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (3) 施設の配置図及び平面図
 - (4) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
 - (5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並び に幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しく は養護教諭の普通免許状の写し、保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写 し又は宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則第4条第3項各号のいずれ かに該当することを証する書類
 - (6) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
 - (7) 教育保育概要
 - (8) その他知事が必要と認める書類

(表)

認定こども園 (連携施設) 認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

申請者 住 所 氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ながらいり	1013	かは中分す	WW I	火の水にによ	. J. W. C.	わり中間しより。		
初ウナベルコ	名		称					
認定を受けよ うとする施設	1 1-71	在	地					
(幼稚園)	設	置	者					
(列作画)	経	営の責	任者					
	名		称					
認定を受ける	種	種 類		□保育所 □保育機能施設				
うとする施設		在	地					
(保育所等)	設	置	者					
	経	営の責任	任者					
認定こど	も園と	しての	名称					
認定こども蜃	の長と	なるべき者	の氏名					
				3 歳未満児	3歳以上児	計		
利用定員	保育を	必要としない	子ども					
利用足貝	保育を	必要とする	子ども					
		計						
教育又は保育の目標 及 び 理 念								

		1.24				
教育又は保育の ねらい及び内容 の 概 要						
開園日数						
開園時間	平 日	土曜日	日・祝日			
開園時間	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分			
認定こども園が 実施する子育て 支援事業						

- 注1 「認定を受けようとする施設(保育所等)」の「種類」の欄は、該当する□内に *レ*印を記入すること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者が法人その他の団体にあっては、定款、寄附行為、条例又はこれらに 準ずる書類
 - (2) 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (3) 施設の配置図及び平面図
 - (4) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
 - (5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並び に幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しく は養護教諭の普通免許状の写し、保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写 し又は宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則第4条第3項各号のいずれ かに該当することを証する書類
 - (6) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
 - (7) 教育保育概要
 - (8) その他知事が必要と認める書類

認定こども園変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	の名称	5	
施設。	の所在地	<u>t</u>	
設	置者	Ž	
経営は	の責任者	ž.	
認定こども園の名称			
認 定	年 月 日	-	
変更予	定年月日	1	
変更に係る 事項	変更前	íj	
	変更後	É	
変更	理由	3	

注 連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

認定こども園廃止(休止、再開)届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園を廃止(休止、再開)したいので、宮崎県認定こども園の認定手続等に 関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

注 連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。